平成２８年（フ）第１４号
福岡県築上郡築上町大字椎田801番地11
債務者　川良　雄二
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目21番地６　県営常磐アパート１号棟34号室
債務者　土谷　邦彦
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第４５号
埼玉県所沢市大字北岩岡635番地の37
債務者　養父　葉子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５４号
埼玉県飯能市大字坂元1292番地３
債務者　根本　初枝
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０号
新潟県三条市石上１丁目９番25号　マノワール石上102
債務者　清野　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８５号
岐阜県中津川市中津川3079番地の３　クオリティハイツⅡ　１－Ｆ、申立時の住所岐阜県中津川市茄子川2007番地の827
債務者　山田　満咲
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５号
岐阜県多治見市太平町３丁目25番地　グリーンプラザ太平101
債務者　光山　弘晃
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５号
京都府福知山市字長田2873番地の８　第二長田野荘５号、住民票上の住所京都府福知山市字堀2285番地の１
債務者　四方　敏和
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第４８８７号
大阪府池田市畑４丁目13番12号
債務者　宮崎　博和
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８８号
大阪府池田市畑４丁目13番12号
債務者　宮崎　恵子（旧姓関山）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５２号
大阪府箕面市新稲１丁目６番11―201号
債務者　丸山　剛正（旧姓八尾）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４４号
大阪府吹田市佐井寺南が丘４番11―102号
債務者　竹中　幹喜
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７１号
大阪市西区京町堀３丁目２番26―603号
債務者　井筒　一樹
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８６号
大阪市西区京町堀３丁目４番20―202号
債務者　三橋　啓子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０７号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目３番18号、前住所和歌山市六十谷1336番地の62
債務者　林　　有香（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１号
大阪市阿倍野区長池町21番13号
債務者　西川　元介
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２号
大阪市阿倍野区長池町21番13号
債務者　西川　輝子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６号
大阪府豊中市新千里東町１丁目４番３号千里中央病院、住民票上の住所大阪府豊中市山ノ上町１番９号
債務者　田中　みわ（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部